

朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町

サン・ポート通信

令和6年10月
vol.73



目次

- 議会報告……………P2
- 令和5年度 決算の状況……………P2
- リサイクル工房通信……………P3
- 排ガスの測定結果……………P4
- サンポート直接搬入時の注意事項……………P4

議会報告

組合定例議会

報告1件、議案2件、認定1件をそれぞれ原案どおり可決・認定

令和6年第2回定例議会が令和6年8月22日(木)に行われました。

報告第1号、議案第4号、第5号及び認定第1号を提出し、それぞれ原案どおり可決・認定されました。
◇組合議員14名13名出席

提出議案

報告第1号 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費の繰越について

議案第4号 甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について

認定第1号 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について

提出議案の内容

報告第1号は、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費繰越の報告について、新施設建設に係る造成等基本設計業務に関して年度内執行が困難となったため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告を行った。

議案第4号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について、地方自治法の一部改正及び同

法の運用に係る総務省通知により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定されたことに伴い、甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定につき、原案どおり議決された。

認定第1号は、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出決算は歳入総額24億3,307万6千円に対し、歳出総額22億7,671万6千円で差引額の1億5,636万円から翌年度へ繰り越すべき財源の1,223万1千円を差し引いた1億4,412万9千円を翌年度へ繰り越すものである。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金が14億4,892万7千円、こみの直接搬入手数料が4,326万2千円、鉄・アルミなどの資源物売却収入が3,000万7千円となった。

歳出の主なものは、総務費が7億2,820万6千円、塵芥処理費が12億9,539万4千円、公債費が2億5,265万4千円となった。

議案第5号は、令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,945万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,193万8千円とした。

決算審査講評



令和5年度の甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査の結果、計数等は正確であり内容も正当であると認められました。

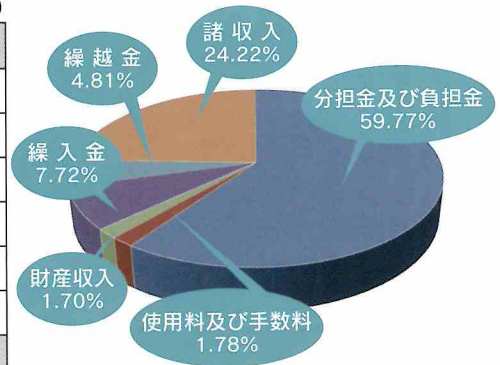
7月12日、当組合の高橋監査委員より田頭組合長へ決算審査意見書が提出されました。

令和5年度 決算の状況

歳入

(単位:千円)

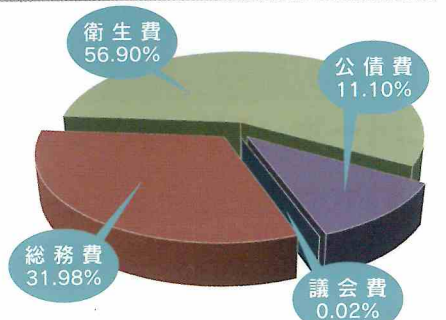
科目	決算額	内容説明
分担金及び負担金	1,454,346	構成市町村からの負担金
使用料及び手数料	43,263	直接搬入手数料
財産収入	41,358	アルミ缶等物品売却収入他
繰入金	187,775	基金からの繰入金
繰越金	117,021	前年度からの繰越金
諸収入	589,313	売電収入、預金利子など
歳入合計	2,433,076	



歳出

(単位:千円)

科目	決算額	内容説明
議会費	462	組合議員の報酬及び議会に要した経費
総務費	728,206	職員人件費、監査等の事業に要した経費
衛生費	1,295,394	ごみ処理、資源物の処理及びリサイクル工房等の事業に要した経費
公債費	252,654	施設改修時等に借入した起債の償還に要した経費
歳出合計	2,276,716	



<ごみ処理経費> 約49,000円/ごみt当たり 約13,000円/1人当たり

リサイクル品展示会(オークション方式)の報告及びご案内

第88回リサイクル品展示会(オークション方式)有料売り払いの報告

第88回リサイクル展示会を9月1日から9月5日まで開催することができました。参加者も回数ごとに増加し500名に達し盛況のうちに終了することができました。展示会の開催期間が減少し(前年と比較して1日減少)来館者も減少するのではと心配しておりましたが、前回以上に参加をいただき大変ありがとうございました。職員一同皆様に喜ばれるよう一層の努力をしていきたいと思っておりますのでより多くの参加をお待ちしております。

第89回リサイクル品展示会開催のご案内

第89回リサイクル品展示会(オークション方式)について

- 1 日 時: 令和6年12月1日(日)～5日(木) 午前9時30分～午後4時まで
- 2 場 所: 甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」 リサイクル工房棟
- 3 展 示 品: 家具・家電製品・自転車類・その他(食器・遊具類・着物・調理器具・花瓶・小物類)
- 4 参加資格: ※朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町にお住いの18歳以上の方
※落札品の展示場内からの受け渡し(搬出・運搬)を自己責任で行える方
※落札品の「現状販売」であることをご承諾していただける方
- 5 入 札: ※ご希望のリサイクル品があれば複数品でも入札できます。
※100円以上10円単位の入札として、最高金額の入札を落札とする。

第89回リサイクル品展示会(ネットオークション方式)について

- 1 開催日: 令和6年12月1日(日) 午前9時30分～5日(木) 午後4時まで。
- 2 入札方式: 甘木・朝倉・三井環境施設組合のHPに掲載しています入札書に必要事項を記入し送信してください。
- 3 出品商品: 自転車・家具類・食器類・電化製品等
自転車が当選された方は、防犯登録義務・ヘルメット着用の「努力義務」が発生

令和7年度からは当分の間、サン・ポート新施設建設のため展示会の開催はありません。

リサイクル工房品の収集について

従来からリサイクル品の収集については、「もったいない!捨てればゴミ、生かせば資源」の精神に基づき皆様方の協力のもと収集を行ってききましたが、この度サン・ポート新施設建設のため収集を中止することになりました。皆様から利用できないかとの問い合わせに基づき収集先に訪問させてもらい数多くのリサイクル品を収集させていただきありがとうございました。令和6年度のリサイクル品収集を行う期間としては、令和6年12月末日をもって終了となります。大変永い間ありがとうございました。

もったいない!捨てればゴミ、生かせば資源

不要になった家具・自転車・家電品等(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンは除く)の中に、まだ使えるものはありませんか? **自転車は防犯登録の抹消をしておいてください。**

係員が収集【毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く)】に伺いますので、ご連絡ください。

リサイクル工房では皆様から提供いただいた収集品は係員が補修作業を行い、リサイクル品展示会に出品させていただいております。

※対象は組合圏域内(朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町)にお住まいの方です。

※係員がリサイクル不可と判断した場合は引き取りはしません。各自での処分をお願いします。

「サン・ポート」リサイクル工房 ☎ 0946-23-1590

令和6年度 排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※1計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	55 ppm	合格	100ppm 以下	250ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和6年5月22日
硫黄酸化物濃度	1 ppm	合格	50ppm 以下	※3 K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和6年5月22日
一酸化炭素濃度	6 ppm	合格	30ppm 以下	30ppm 以下	※5新ガイドライン	1号煙突	令和6年5月22日
塩化水素濃度	17 ppm	合格	50ppm 以下	430ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和6年5月22日
ばいじん濃度	※2 < 0.005 g/Nm ³	合格	0.02g/Nm ³ 以下	0.08g/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和6年5月22日
ダイオキシン類濃度	0.000081 ng-TEQ/Nm ³	合格	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 1ng-TEQ/Nm ³ 以下	※5新ガイドライン ※6DXN特別措置法	1号煙突	令和6年5月22日
※4水銀濃度	0.29 μg/Nm ³	合格	—	50 μg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和6年5月22日

注記 上記濃度はすべてO₂濃度12%換算値とします。

※1：計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。 ※4：水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。
 ※2：ばいじん濃度の<0.005は、定量下限値0.005未満を示しています。 ※5：法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことであり、※6：法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことであり、

サンポート直接搬入時の注意事項

- ①施設の処理能力の関係上、1日に搬入できる量に制限があるものがありますので、ご了承下さい。
 例) 布団類(毛布、タオルケット等を除く) 10枚以内/日・世帯
 畳 15枚以内/日・世帯
 ※ 上記のほかにも搬入量に制限があるものがありますので、事前にお尋ね下さい。
- ②搬入車両は、原則2t車までです。
- ③軽トラック等で搬入される場合は、シート掛けなどのごみ飛散防止対策をお願いします。
- ④ごみの搬入時には、住所確認のため運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。
- ⑤受付日時等の厳守をお願いします。(受付日時等は下記のとおりです)

【受付日と受付時間】

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日
9時～12時	○	○	○	○	○	×	第3日曜のみ受付	×
13時～16時30分	○	○	○	○	○	×	第3日曜のみ受付	×

※12時～13時までは昼休みです。12月31日、1月1日から3日までは搬入できません。年末の12月29・30日は、16時までの受付となります。
 ※ごみの種類によって降ろす場所が異なりますので、施設内での渋滞を緩和するため分別をされて搬入されますようよろしくお願いします。
 なお、なるべくお住まいの市町村の定期収集に出されますようご協力をお願いします。

ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系ごみ 150円/10kg

●「ごみ」に関する問い合わせは各市町村の環境担当課までお願いします。

朝倉市 環境課

0946-22-1111

東峰村

小石原庁舎 住民福祉課 0946-74-2311

筑前町

本庁舎 環境防災課 0946-42-6613

大刀洗町

住民課生活環境係 0942-77-2141

サン・ポートを構成する上記市町村以外から発生したごみは、サン・ポートには搬入できませんので、ご注意ください。

お問合せ先

廃棄物再生処理センター

サン・ポート ☎0946-21-8077

リサイクル工房 ☎0946-23-1590

■ サン・ポートHPアドレス: <http://www.sun-port.org/>

物を大切に使い、みんなでごみを減らしましょう!